

コロナ特例貸付の返済にお困りの方へ ～返済時期を遅らせる猶予（ゆうよ）の方法があります～

生活が苦しいので
他の借金の返済を
遅らせてもらっている

水道・電気・ガス代が
払えない

病気になって
しまった

仕事がなかなか
見つからない

収入が減って
返済が苦しい



たとえば、次のような事情で緊急小口資金等の返済に
お困りではありませんか？

- ✓ 災害にあってしまった
- ✓ 病気で働けない
- ✓ 仕事をなくしてしまった
- ✓ 他の借金も返済を遅らせている
- ✓ 収入が低くて生活が苦しい
- ✓ DV（家庭内暴力）から逃げている
- ✓ 多重債務がある
- ✓ 公共料金をずっと滞納している

返済時期を遅らせること（^{ゆうよ}猶予）ができる場合があります



このほか、毎月の返済額を減らす方法もあります
まずはお気軽にご相談ください



返済に関する具体的なご相談はこちら



コロナ特例貸付を借入した市町村社会福祉協議会

※連絡先は、社会福祉協議会から届いた返済開始の案内文書
や、ホームページ等からご確認ください

その他制度に関するお問合せはこちら



生活福祉資金貸付相談コールセンター

0120-46-1999（平日9:00-17:00、土日祝除く）